

平成 22 年 7 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 13

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

稚内市消費者被害防止連絡会第 3 回定例会開催



平成 22 年 5 月 28 日、第 3 回定例会を開催し、平成 21 年度活動報告と平成 22 年度活動内容について協議しました。

稚内金融防犯協会(事務局 北洋銀行稚内支店)が新たに構成員として加入し、宗谷支庁から宗谷総合振興局へ名称が変更、また、役員は会長・副会長・事務局長の選出区分を明確化しました。それに伴い、稚内

市消費者被害防止連絡会の要綱の一部改正を行い承認されました。

平成 22 年度の活動については、各構成団体より寄せられた情報を基に、「連絡会ニュース」の発行、消費者被害防止のため、各構成団体が情報を共有し、連携を強めることを確認し合いました。また、稚内警察署生活安全課課長 大潤文弘氏より「犯罪被害者・振り込め詐欺被害防止」の講話をいただきました。

今年度の「連絡会ニュース」は、3 か月に 1 度(今後は 10 月と 1 月)に発行します。

貸金業法が大きく変わりました



あなたは大丈夫ですか？

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者の業務について定めている法律です。この法律は、平成 18 年に、国会で全会一致で可決・成立し、平成 22 年 6 月 18 日から、全面的に施行されました。

新しい貸金業法のポイント

総量規制 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- ・借入残高が年収の 3 分の 1 を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- ・借入れの際に、基本的に、「年収を証明する書類」が必要になります。

上限金利の引下げ

- ・法律上の上限金利が、29.2%から、借入金額に応じて 15 ~ 20%に引き下げられました。

あなたを狙う悪質商法の手口

点検商法

●あなたに近づく手口

「無料点検をしています」などと言って家を訪問し、点検後に「このままだと危険」と不安をあおって高額な商品や工事の契約をせまります。

●主な商品は…

床下換気扇、床下除湿剤、ふとん、浄水器など

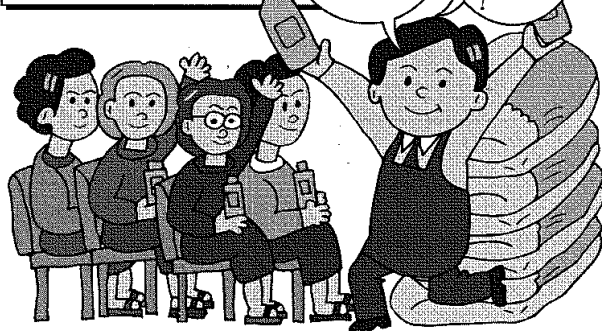
●ここに注意！

「無料点検」は口実。訪問販売で社名や販売目的を告げないことは法律違反です。その場ですぐ契約をせまる業者は要注意。

本当に必要な契約なのか、また価格については複数の見積りをとり比較検討するなど慎重さが重要です。



〇〇〇社特別仕様磁気入羽
本日限定特別キャンペーン



催眠商法

●あなたに近づく手口

「無料で日用雑貨を配っている」などと言って空き店舗などの会場に連れて行き、無料で商品を配って興奮状態にし、判断力が無くなってきた時に高額な商品を契約させます。

●主な商品は…

健康食品、ふとん、家庭用電気治療器など

●ここに注意！

ただより高いものはない。安易に付いて行かないように。

会場に入ってしまうと契約するまで帰してもらえないこともあります。

振り込め詐欺

●あなたに近づく手口

【架空請求】

突然、ハガキで「未払いがある」「訴訟をおこされた」と通知され電話をすると「裁判取り下げ費用」などと言って数十万円を請求する。

【オレオレ詐欺】

突然、家族や警察をかたり、電話をしてきて「交通事故を起こした、示談金が必要」などと言いお金を口座に振り込むよう要求する。

●ここに注意！

裁判所からの通知がハガキで届くことはありません！

身に覚えのない請求は無視すること。

警察が示談金を要求することはありません！

自分だけで判断せず必ず家族に確認すること。

